

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する御意見及びそれに対する考え方・対応について

意見①	<p>ストックホルム条約の SC-5/3:Listing of technical endosulfan and its related isomers&lt;<a href="https://treaties.un.org/doc/publication/cn/2011/cn.703.2011-eng.pdf">https://treaties.un.org/doc/publication/cn/2011/cn.703.2011-eng.pdf</a>&gt;及び3省合同部会の資料&lt;<a href="http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004475/pdf/127_01_01_01.pdf">http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004475/pdf/127_01_01_01.pdf</a>&gt;で「エンドスルファンと同等の毒性がある」とされている『エンドスルファンスルファート(CAS 1031-07-8)』は対象にはならないのでしょうか。</p> <p>また、化審法の『エンドスルファン』は、ロッテルダム条約附属書3の『エンドスルファン』と同じ物と解釈して宜しいでしょうか。貿易管理令で重複致しますので範囲が異なると紛らわしい事になります。</p>
考え方 ①	<p>御指摘の「エンドスルファンスルファート」は、エンドスルファンの代謝により生成される化学物質であり、意図的に製造されるものではないとの議論などから、ストックホルム条約においては、製造・使用、輸出入を原則禁止とする化学物質のリストである附属書Aに追加されませんでした。こうしたことも踏まえ、同物質については、今般の化審法施行令の改正による第一種特定化学物質への追加の対象にはしておりません。</p> <p>また、ロッテルダム条約においては、締約国が、自国で禁止された化学物質又は厳しく規制された化学物質を条約事務局に通報し、このような通報が二地域から出された後、当該化学物質を条約の対象物質として指定するかどうかを検討することとしています。エンドスルファンについては、実際に農薬として流通していたエンドスルファン（<math>\alpha</math>異性体と<math>\beta</math>異性体の混合物（CAS No: 115-29-7））のみについて、締約国において禁止措置等がとられていたことから、条約においても、CAS No: 115-29-7のみが指定されています。</p> <p>一方、ストックホルム条約では、異性体の混合割合を問わずエンドスルファンの製造、使用、輸出入を禁止するため、CAS No: 115-29-7とともに、CAS No: 959-98-8（<math>\alpha</math>異性体のみ）及びCAS No: 33213-65-9（<math>\beta</math>異性体のみ）も指定されています。こうしたことも踏まえ、今般の化審法施行令の改正による第一種特定化学物質への追加の対象として、6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド（別名エンドスルファン又はベンゾエピン）を指定することとしており、CAS No: 115-29-7、CAS No: 959-98-8及びCAS No: 33213-65-9の全てが対象となります。</p> <p>また、エンドスルファンについては、ロッテルダム条約附属書Ⅲに掲げる化学物質として、輸出貿易管理令別表第二の35の3の項における35の3の項の（1）においてCAS No: 115-29-7のみを例示しており、化審法の第一種特定化学物質として、同令同表同項の（6）において新たにCAS No: 115-29-7、CAS No: 959-98-8及びCAS No: 33213-65-9を例示する予定です。</p>

<p>意見②</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当箇所 ヘキサブロモシクロドデカンが使用される4つの製品を輸入禁止製品に追加</li> <li>・ 意見内容 原則、ヘキサブロモシクロドデカンが禁止されるとのことですが、4つの製品以外のフラックスに同物質が使用されています。物質としては原則使用禁止であることから、製品にはこの物質が含有したものは使用できないと考えて良いのでしょうか？ それとも最終製品としては非常に微量な使用量となることと、輸入禁止製品には該当しないことから、禁止されていないと考えて良いのでしょうか？ 禁止製品に追加するか、適用除外を設けて使用可能なことを明示するかご検討をお願いします。</li> <li>・ 理由 下記2点の特許出願状況を見る限り使用しているものと思われるため。 ①【出願番号】特願2011-5551（P2011-5551） 【出願日】平成23年1月14日（2011. 1. 14） 【分割の表示】特願2004-381337（P2004-381337）の分割 【原出願日】平成16年12月28日（2004. 12. 28） 【出願人】（000199197）千住金属工業株式会社（100） ②【出願番号】特願2003-82259（P2003-82259） 【公開番号】特開2004-283905（P2004-283905A） 【出願日】平成15年3月25日（2003. 3. 25） 【出願人】松下電器産業株式会社</li> </ul>
<p>考え方 ②</p>	<p>ヘキサブロモシクロドデカンについては、改正政令の施行前に全ての用途において他の物質・技術への代替が完了する見込みであることを踏まえ、化審法第25条に基づく適用除外の用途を指定しないこととしております。したがって、ヘキサブロモシクロドデカンが第一種特定化学物質に指定された後は、フラックス等の製造を含む全ての用途において、ヘキサブロモシクロドデカンを使用することは禁止されます。</p> <p>なお、御指摘のフラックスの製造においては、我が国では既にヘキサブロモシクロドデカンが使用されていないと認識しております。</p> <p>ただし、ヘキサブロモシクロドデカンが第一種特定化学物質に指定される前に、ヘキサブロモシクロドデカン含有している製品が我が国市中にある場合、これら市中の製品については、改正政令の施行後も、その使用は禁止されません。</p> <p>また、輸入禁止製品は、今後とも輸入される蓋然性があるかどうかなどの海外における当該物質の使用の事情等を考慮して指定することとしておりますが、ヘキサブロモシクロドデカンが使用されているフラックスは、これに該当しなかったことから、今般の化審法施行令の改正においては、輸入禁止製品に指定しておりません。</p> <p>ヘキサブロモシクロドデカンが使用されている製品の輸入の状況等については、今後とも実態把握に努め、必要に応じて輸入禁止製品への追加について検討してまいります。</p>

意見③	<p>多くの特性を持った化学物質があります。</p> <p>目には、見えませんが、人体に悪影響な物質が、曝露して空気中に飛散し、その濃度が増えている現状があるようです。</p> <p>一般の人には、分かりません。</p> <p>専門的な目で安全を宜しくお願いします。</p>
考え方 ③	<p>御指摘の点については、本改正案の内容に直接関係するものではありませんが、化審法では、新規化学物質に関して事前審査を実施するとともに、既存化学物質についてはリスク評価を実施し、著しいリスクが認められる化学物質については必要な規制措置を講じる予定であり、引き続き、化学物質対策の推進による安全・安心な環境の確保に努めて参ります。</p>